

PRTR 法と府条例に基づく化学物質の届出について

化学物質による環境リスクを低減させるため、PRTR 法や大阪府生活環境の保全等に関する条例で指定された化学物質を1年間に1トン以上取り扱う等、以下の要件を満たす事業所は、環境への排出量や移動量等を把握するとともに毎年の届出が必要です。

1. 届出対象事業者（①～③の要件を全て満たす事業所）

- ①業種：製造業等 24 業種
- ②従業員数：事業者全体で常時使用する従業員数が 21 人以上
- ③取扱量：対象物質（トルエン、VOC 等）の年間取扱量が 1 トン（一部の物質は 0.5 トン）以上

2. 届出の内容

PRTR 法：PRTR 法で指定する物質の排出量、移動量

府条例：PRTR 法で指定する物質の取扱量、条例で指定する物質の排出量、移動量、取扱量
化学物質の管理体制や緊急事態の対処等の規定を定めた計画書（化学物質管理計画書）等※
※事業所において常時使用される従業員数が 50 人以上の事業所に限る

3. 届出の受付期間

PRTR 法：平成 27 年 4 月 1 日～6 月 30 日
府条例：平成 27 年 4 月 1 日～9 月 30 日

4. お問い合わせ先

岸和田市環境部環境保全課 TEL 072-423-9462

<大規模災害時における化学物質によるリスク低減対策について>

地震等の大規模災害により、化学物質が流出した場合、健康被害や環境汚染の発生が考えられます。大阪府化学物質適正管理指針では、大規模災害時の環境リスクの低減に関する内容についても定めています。詳細についてはホームページをご参照ください。

指針に基づく検討手順について

化学物質流出時の環境リスクの把握と対策の優先度の決定

南海トラフ巨大地震等の
想定震度・津波高さ等の把握

化学物質が流出
しやすい施設の把握

取扱う物質や施設に応じて
リスク低減の方策を実施

対策の必要性、対策実施のメリット

- ・有害物質の環境への流出による周辺住民への健康被害を防止できます。
- ・大気・水質・地下水などの環境汚染を防止し、水道水源を汚染から守ることができます。
- ・従業員への被害を未然に防止し、また、被害があってもその被害を小さくできます。
- ・生産設備の被害を少なくし、早期の操業再開が可能になります。

地震・津波等への対策事例

- ・建屋、設備 ⇒ 耐震性能の確保、設備の床との固定
- ・ドラム缶等の容器 ⇒ 架台との固定、チェーンでの固定
- ・タンク、配管 ⇒ 緊急遮断弁、フレキシブル配管、防液堤、一時貯留設備の設置
- ・停電への備え ⇒ 非常用電源への確保

<地震・津波発生後>

- ・電力・通信手段の喪失時や指揮命令権者が不在時の指揮命令系統・連絡体制の確保
- ・津波や化学物質漏えい等を想定した避難経路の設定
- ・プラントを安全に停止するための手順の設定、応急措置を定めたマニュアルの作成
- ・流出防止資材（土のう、吸着マット等）の確保

○ホームページアドレス：<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/index.html>